



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人原始感覚舎

3 代表者の氏名

杉原 信幸

4 主たる事務所の所在地

大町市平10901番地

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県を主な活動の場として、自然と共に生きる叡智としての原始感覚を呼び覚まし、アートプロジェクトの企画・運営、アート、デザイン、食、写真、建築など、美のある豊かな生活空間を創造することによって、すべての人に表現の機会と文化創造の場を提供し、まちづくりの推進や信濃の地の魅力を発信し、広く社会貢献することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ここから

3 代表者の氏名

荻原 悦子

4 主たる事務所の所在地

飯山市大字飯山1166番地6号

5 定款に記載された目的

この法人は、主に精神の障害や病気を持っている人達が、自立生活を営む、日中活動と共同生活支援運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成28年10月19日（水） 午前10時から

(2) 場所

松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者）

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア クリーニング師試験受験願書（保健福祉事務所、長野市保健所及び長野県健康福祉部食品・生活衛生課に備え置く所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書（市販のもの可。写真は不要。）

ウ 写真（出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄に貼ってください。）

エ 受験資格を有する者であることを証明する書類（専門学校、各種学校は除きます。卒業証書の場合は原本と写しの両方を持参することとし、持参による提出のみ認めます。また、卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。）

(2) 受験手数料

受験手数料（7,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼り、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成28年8月19日（金）から平成28年8月26日（金）まで（8月20日（土）・8月21日（日）を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで受付）

(4) 受付場所

ア 県内（長野市を除く）居住者は、その住所地を管轄する保健福祉事務所へ持参してください。

イ 長野市内居住者は、長野市保健所へ持参してください。

ウ 県外居住者は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課へ持参若しくは送付してください。

郵送等による受験申込みは、卒業証明書（原本）を提出する場合のみとし（卒業証書の原本又は写しの提出は不可）、書

留又は簡易書留等確実な方法により送付してください。(県庁専用郵便番号380-8570)平成28年8月26日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 その他

- (1) 合格者は、平成28年11月9日(水)午前9時に県庁、受験願書を受け付けた保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。
(2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健福祉事務所、長野市保健所又は長野県健康福祉部食品・生活衛生課にしてください。(郵送による場合は、82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

食品・生活衛生課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイドアップロード店
飯田市鼎名古熊2084-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社
飯田市北方1023-1

3 変更する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者名, 開店時刻, 閉店時刻. Row 1: 綿半ホームエイド, 午前9時30分, 午後8時

(変更後)

Table with 3 columns: 小売業者名, 開店時刻, 閉店時刻. Row 1: 綿半ホームエイド, 午前9時30分, 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 午前9時から午後8時30分まで, 午前9時から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成28年6月20日

5 届出年月日

平成28年4月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年4月21日から平成28年8月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

平成28年4月13日、東御市八重原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成28年4月13日、中野市八ヶ郷土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

白馬都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所 白馬村役場

4 縦覧期間

自 平成28年4月21日
至 平成28年5月11日

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年4月21日

長野県佐久地方事務所長 佐藤 則之

## 1 許可番号

平成28年4月6日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-24号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字藤代3689番4、3689番5、3689番6、3689番7、3690番5、3690番6、3690番8、3690番9、3690番12、3691番4、3691番11

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉3690番地1

ミナト工建株式会社 代表取締役 金子 茂 好

都市・まちづくり課

## 公告

平成28年度において長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者の事前研修を次のとおり行います。

平成28年4月21日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

## 1 日時

平成28年5月20日(金) 午後2時30分

## 2 場所

長野市川中島町原704番地2

北信運転免許センター 第2安全教室

## 3 対象者

高齢者講習等業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 法人の代表者又はその代理人
- (2) 高齢者講習等業務の業務指導をすべき立場にある者

## 4 申込方法

## (1) 申込書の用紙

長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(以下「東北信運転免許課」といいます。)で配布する「高齢者講習等業務事前研修申込書」を使用してください。

## (2) 申込書の提出期間

平成28年4月22日(金)から平成28年5月18日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とします。

## (3) 申込書の提出先

東北信運転免許課講習係

## 5 研修の内容

入札の参加資格及び入札参加資格申請に関する事項

## 6 その他

事前研修について不明な点は、東北信運転免許課講習係(電話 026-292-2345 内線235)に問い合わせてください。

東北信運転免許課